

令和7年第8回寄居町農業委員会総会議事録			
開催年月日	令和7年8月25日(月)		
開催場所	寄居町役場 全員協議会室		
開会時刻宣告者	議長	坂本 建治	午後1時30分
閉会時刻宣告者	議長	坂本 建治	午後2時 5分

委員出席状況

席次 番号	氏 名	出・欠	席次 番号	氏 名	出・欠
1	稲山 久夫	出	11	鳥塚 正実	出
2	小和 瀨守	出	12	丸橋 高記	出
3	吉田 滋	出		大久保 知明	出
4	福島 隆志	出		柴崎 徹	出
5	井伊 誠	出		奈良 和正	出
6	坂本 建治	出		齋藤 薫	出
7	加藤 憲治	出		吉川 隆	出
8	栗原 功	出		保坂 昭	出
9	吉田 一行	出		新井 一弘	出
10	新井 徹	出		中島 信一	出

議事参与者

職員

局長 黒瀬秀明
次長 菅谷順吾
書記 青木智史
書記 権田貴大

<p>事務局長 議長</p>	<p>(起立・礼・着席の発声)</p> <p>本日は、ご多忙のおり、ご参会いただき、誠にありがとうございます。 ただ今から、令和7年第8回寄居町農業委員会総会を開会いたします。 本日の出席委員は全員ですので、定足数に達しており、総会は成立しております。 これより議事に入ります。 事務局から本日の議事日程を朗読いたさせます。</p>
<p>事務局長</p>	<p>令和7年第8回寄居町農業委員会総会、 日程第1、議事録署名委員の選任について。 日程第2、議案第52号から議案第53号、農地法第3条の規定による許可申請について。 日程第3、議案第54号から議案第55号、農地法第5条の規定による許可後の計画変更申請について。 日程第4、議案第56号から議案第59号、農地法第5条第1項の規定による許可申請について。 日程第5、議案第60号、農用地利用集積等促進計画の案について。 議事日程は、以上となります。</p>
<p>議長</p>	<p>それでは、日程第1、議事録署名委員の選任についてを議題といたします。 寄居町農業委員会会議規則第11条第2項に規定する議事録署名委員ですが、議長から指名させていただくことをご異議ございませんか。</p>
<p>議長</p>	<p>(委員から、「なし」の声)</p> <p>それでは、小和瀬守委員と丸橋高記委員にお願いいたします。 続きまして、日程第2、議案第52号から議案第53号、農地法第3条の規定による許可申請を議題といたします。</p>
<p>事務局</p>	<p>それでは、議案第52号について、事務局の説明を求めます。 議案書の1ページを御覧ください。 農地法第3条の規定による許可申請につきましては、農地を農地として、権利移転または設定をするものです。 それでは、議案第52号につきまして、御説明申し上げます。 別冊の案内図と併せて御覧ください。申請内容は、議案書のとおりとなります。 譲受人は以前から、祖父の農地を使い、家庭菜園の規模で農業をおこなっていましたが、今よりも広く農業を行いたく思っていたところ、地続きの農地が売られていることがわかり、申請に至ったものです。 なお、申請地では、祖父に指導を頂きながら季節の露地野菜を栽培する予定となっております。 本議案の許可要件の該当性ですが、農地法第3条第2項に規定されております、第1号全部効率利用、第4号農作業常時従事、第6号地域調和、全てにつきまして、農地法上の許可要件は、問題ないものと考えます。 説明は、以上です。</p>
<p>議長</p>	<p>この件について、まず、地元の委員はご意見をお願いいたします。 鳥塚委員。</p>
<p>鳥塚委員</p>	<p>農地法第3条の規定による許可申請について、議案第52号に関して意見申述いたします。 8月20日に、齋藤推進委員と現地調査を行い、譲受人に事情を伺いました。</p>

	<p>譲受人については、以前から就農に興味があり、果樹や野菜を作ってみたいと希望があったため、自作地を探していたところ、自宅の庭先の農地が売りに出たことが分かり、購入することに決めたとのことです。</p> <p>営農計画においては、当面は近くの祖父が所有するトラクターを借り、周辺の住宅や農地使用者に迷惑がかからないよう耕作することですので、特段の問題はないものと思います。</p> <p>報告は、以上です。</p>
議長	<p>他にご意見はございませんか。</p>
新井委員	<p>事務局へ、農地法第3条の許可要件の確認になります。</p> <p>従来は、農地法の細かな要件があり、農地取得は難しい面がありましたが、法改正により、許可が取りやすくなったイメージがあり、下限面積の基準などもあったとも思いますが、事務局では、今回のような新規就農者の場合に、どのような確認を行っているのか教えてください。</p>
議長 事務局	<p>事務局。</p> <p>新井委員の御質問に回答いたします。</p> <p>新井委員がご指摘のとおり、法改正により下限面積要件が撤廃されましたが、従来から継続して、全部効率利用、農作業常時従事、地域調和などの要件を確認しております。</p> <p>全部効率利用としましては、取得する農地すべてを効率的に利用・耕作できるかどうか、農作業常時従事としましては、年間およそ150日以上耕作に従事できるかどうか、地域調和としては、例えば、周辺で有機農業を営んでいるところに、農薬を多量に使用する栽培ではないか等の確認を行っています。</p> <p>また、農地の面積からして、保有・使用可能な農機具の状況なども確認しながら、判断しております。</p>
議長	<p>他にご意見はございますか。</p> <p>(委員から、「なし」の声)</p>
議長	<p>よろしいですか。それでは採決いたします。</p> <p>議案第52号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。</p> <p>(全員挙手)</p>
議長 事務局	<p>全員賛成ですので、議案第52号は、原案のとおり決定いたします。</p> <p>次に、議案第53号について、事務局の説明を求めます。</p> <p>それでは、議案第53号につきまして、御説明申し上げます。</p> <p>別冊の案内図と併せて御覧ください。申請内容は、議案書のとおりです。</p> <p>譲渡人は町外に住んでおり、農地の管理に苦慮していたため、申請地に隣接する土地所有者の譲受人に相談をしたところ、譲受人も所有地の管理も楽になることや、自宅近くで、耕作も容易であることから申請に至ったものです。</p> <p>なお、申請地では、露地野菜の栽培を行う予定となっております。</p> <p>本議案の許可要件の該当性ですが、農地法第3条第2項に規定されております、第1号全部効率利用、第4号農作業常時従事、第6号地域調和、全てにつきまして、農地法上の許可要件は、問題ないものと考えます。</p> <p>説明は、以上です。</p>

議長	この件について、まず、地元の委員はご意見をお願いいたします。
栗原委員	<p>栗原委員。</p> <p>23日の土曜日に、坂本委員と吉川推進委員と私の3人で、現地確認を行い、譲受人に事情を伺いました。</p> <p>譲渡人については、2年ほど前に親が亡くなり、農地を相続しておりましたが、農業はできない状況であるため、譲受人に相談したとのことでした。</p> <p>申請地は、長年、耕作されておりませんが、申請に先立ち、耕運等を行ったことで、営農できる状態になっていることを確認いたしました。</p> <p>特段の問題もないものと思いますが、ご審議をお願いいたします。</p>
議長	他にご意見はございませんか。
議長	<p>(委員から、「なし」の声)</p> <p>よろしいですか。それでは採決いたします。</p> <p>議案第53号について、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手をお願いします。全員賛成ですので、議案第53号は、原案のとおり決定いたします。</p> <p>続きまして、日程第3、議案第54号から議案第55号、農地法第5条の規定による許可後の計画変更申請についてを議題といたしますが、この2議案については関連がありますので、説明は一括して行いたいと思いますが、ご異議ございませんか。</p> <p>(委員から、「異議なし」の声)</p>
議長 事務局	<p>それでは、議案第54号及び議案第55号について、事務局の説明を求めます。</p> <p>議案書の2ページを御覧ください。</p> <p>農地法第5条の規定による許可後の計画変更申請につきましては、過去に権利移動や権利設定の許可を得ている事業計画の変更の承認を求めるものです。</p> <p>それでは、議案第54号及び第55号につきまして、御説明申し上げます。</p> <p>別冊の案内図を併せて御覧ください。申請内容については、議案書のとおりとなります。</p> <p>議案第54号および第55号については、令和5年第8回農業委員会総会で、御審議いただきました案件で、その後、両議案ともに許可を取得し、農地の一時使用を開始しております。</p> <p>譲受人は、玉淀ダムで発電事業を行っている事業者より、設備の改良工事を受注し、施工に必要な仮設設備の設置や、作業車両等の駐車場・現場事務所の設置のため、本申請地を一時転用し、使用しておりましたところ、支障物の撤去などにより、工期に遅れが生じたため、工期の延長に伴い、許可期間についても、延長する必要が生じたため、申請に至ったとのことです。</p> <p>本議案の許可要件の該当性ですが、農地法第5条第2項第3号の資力及び信用等、第4号の周辺農地の営農条件への支障、法の求める一般的な農地転用許可要件につきましては、問題はないものと考えます。</p> <p>説明は、以上です。</p>
議長 吉田委員	<p>この件について、まず、地元の委員はご意見をお願いいたします。</p> <p>吉田委員。</p> <p>同一案件の2議案ですので、まとめた報告とさせていただきます。</p> <p>事務局から説明がありましたように、令和5年に当委員会でも審議され、許可を受けた案件で、工事が行われているわけですが、工期延長に伴い、土地貸借期間も延長されており、現場の状況からも、問題ないものと考えますので、ご審議をよろしくお願いいたします。</p>

議長	<p>他にご意見はございますか。</p> <p>(委員から、「なし」の声)</p>
議長	<p>よろしいですか。それでは順に採決いたします。</p> <p>議案第 54 号について、原案のとおり、計画変更を承認することに、賛成の方は、挙手をお願いします。</p> <p>(全員挙手)</p>
議長	<p>全員賛成ですので、議案第 54 号は、原案のとおり、計画変更を承認することとして、知事に意見を送付します。</p> <p>次に議案第 55 号について、原案のとおり、計画変更を承認することに賛成の方は挙手をお願いいたします。</p> <p>(全員挙手)</p>
議長	<p>全員賛成ですので、議案第 55 号は、原案のとおり、計画変更を承認することとして、知事に意見を送付します。</p> <p>続きまして、日程第 4、議案第 56 号から議案第 59 号、農地法第 5 条第 1 項の規定による、許可申請についてを議題といたします。</p> <p>それでは、議案第 56 号について、事務局の説明を求めます。</p>
事務局	<p>それでは、議案書の 3 ページを御覧ください。</p> <p>農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請につきましては、農地の所有者等から別の者への権利移転、または、設定を伴います農地転用で、売買、賃貸借、使用貸借などによりまして、農地を農地以外の使用目的とするものです。</p> <p>それでは、議案第 56 号につきまして、御説明申し上げます。</p> <p>別冊の案内図を併せて御覧ください。申請内容については、議案書のとおりとなります。</p> <p>申請者、譲受人は、他県に住所を置き、建設業を営む法人ですが、申請地周辺の環境から、住宅需要を見込み、候補地を検討していたところ、本議案の申請地を譲り受けられることとなり、申請に至ったとのことです。</p> <p>本議案の許可要件の該当性ですが、この農地は、農地法第 5 条第 2 項、第 1 号、ロ、(1) の第 3 種農地ですので、原則として許可となるものです。</p> <p>また、農地法第 5 条第 2 項第 3 号の資力及び信用等、第 4 号の周辺農地の営農条件への支障、法の求める一般的な農地転用許可要件につきまして、問題はないものと考えます。</p> <p>説明は、以上です。</p>
議長	<p>この件について、まず、地元の委員はご意見をお願いいたします。</p> <p>新井委員。</p>
新井委員	<p>8 月 21 日に、譲受人に事情を伺い、現地調査を行いました。</p> <p>譲受人によりますと、会社勤めをしていたため、農地の管理が難しかったことや、後継者がいない状況で、今後も耕作出来ないことが予想されたため、不動産屋に相談していたところ、今回の申請に至ったとのことでした。</p> <p>毎年、農地利用状況調査を行っておりますが、申請地は、桑の木が繁茂した状況でした。</p> <p>農地の位置状況や、事業計画としても、特段の問題はないものと思いますので、ご審議をお願いいたします。</p>
議長	<p>他にご意見はございませんか。</p> <p>(委員から、「なし」の声)</p>

議長	<p>よろしいですか。それでは採決いたします。</p> <p>議案第 56 号について、原案のとおり許可相当とすることに賛成の方は、挙手をお願いします。</p> <p>(全員挙手)</p>
議長	<p>全員賛成ですので、議案第 56 号は原案のとおり許可相当として知事に意見を送付いたします。</p>
事務局	<p>次に、議案第 57 号について、事務局の説明を求めます。</p> <p>それでは、議案第 57 号につきまして、御説明申し上げます。</p> <p>別冊の案内図を併せて御覧ください。申請内容については、議案書のとおりとなります。</p> <p>申請者、譲受人は、町内の借家に夫婦で居住しておりますが、手狭に感じ、自己用住宅の建築を検討したところ、本議案の申請地を、祖母から借り受けられることとなり、申請に至ったとのことです。</p> <p>本議案の許可要件の該当性ですが、農地法第 5 条第 2 項第 3 号の資力及び信用等、第 4 号の周辺農地の営農条件への支障、法の求める一般的な農地転用許可要件につきまして、問題ないものと考えます。</p> <p>説明は、以上です。</p> <p>この件について、地元の委員のご意見はお願いいたします。</p> <p>吉川推進委員。</p>
吉川推進委員	<p>8 月 23 日に、坂本委員、栗原推進委員と私の 3 名で、現地調査を行い、譲渡人と譲受人に事情を伺いました。</p> <p>申請地は、近隣に耕作されている畑が多くありまして、家庭菜園などを行っている方も見受けられました。</p> <p>計画のとおり、住宅が立地したとしても、周辺環境との調和は図られると思いますので、ご審議をよろしくお願いいたします。</p>
議長	<p>他にご意見はございますか。</p> <p>(委員から、「なし」の声)</p>
議長	<p>よろしいですか。それでは採決いたします。</p> <p>議案第 57 号について、原案のとおり許可相当とすることに賛成の方は挙手をお願いいたします。</p> <p>(全員挙手)</p>
議長	<p>全員賛成ですので、議案第 57 号は原案のとおり、許可相当として知事に意見を送付します。</p> <p>次に、議案第 58 号について、事務局の説明を求めます。</p>
事務局	<p>それでは、議案第 58 号につきまして、御説明申し上げます。</p> <p>別冊の案内図を併せて御覧ください。申請内容については、議案書のとおりとなります。</p> <p>申請者、譲受人は、自動車の販売・修理等を営む法人ですが、○年頃より申請地 2 筆と、隣接する雑種地の○○番と○○番の計 4 筆を譲渡人から借地し、引き取った廃車等の駐車場として利用しておりました。</p> <p>この度、2 筆の雑種地については、返却することとなったため、土地の整理を行っていたところ、申請地 2 筆が農地のままであることが判明したため、正式に農地転用の許可を取得し、譲り受けたいと考え、申請に至ったとのことです。</p> <p>追認としての申請となり、始末書が添付されております。</p>

	<p>本議案の許可要件の該当性ですが、農地法第5条第2項第3号の資力及び信用等、第4号の周辺農地の営農条件への支障、法の求める一般的な農地転用許可要件につきまして、問題ないものと考えます。</p> <p>説明は、以上です。</p>
議長	<p>この件について、まず、地元の委員はご意見をお願いいたします。</p>
井伊委員	<p>井伊委員。</p> <p>8月22日、吉田委員と保坂推進委員と私の3名で現地調査を行い、譲受人に事情を伺いました。</p>
	<p>事務局から説明があったとおり、廃車等の駐車場として利用したいとのことでした。駐車場としての利用ですので、周辺農地への日照への影響等もなく、問題ないものと思えますので、ご審議をよろしくお願いいたします。</p>
議長	<p>他にご意見はございませんか。</p> <p>(委員から、「なし」の声)</p>
議長	<p>よろしいですか。それでは採決いたします。</p> <p>議案第58号について、原案のとおり許可相当とすることに賛成の方は、挙手をお願いします。</p>
	<p>(全員挙手)</p>
議長	<p>全員賛成ですので、議案第58号は原案のとおり許可相当として、知事に意見を送付します。次に議案第59号について、事務局の説明を求めます。</p>
事務局	<p>それでは、議案第59号につきまして、御説明申し上げます。</p> <p>別冊の案内図を併せて御覧ください。申請内容については、議案書のとおりとなります。</p> <p>申請者、譲受人は、他県に所在し、主に建築・設計業を営む法人ですが、申請地周辺の住宅用地の需要を見込み、候補地を検討していたところ、本議案の申請地を譲り受けられることとなり、申請に至ったとのことでした。</p>
	<p>本議案の許可要件の該当性ですが、農地法第5条第2項第3号の資力及び信用等、第4号の周辺農地の営農条件への支障、法の求める一般的な農地転用許可要件につきまして、問題ないものと考えます。</p> <p>説明は、以上です。</p>
議長	<p>この件について、地元委員のご意見を伺います。</p>
加藤委員	<p>加藤委員。</p> <p>申請地については、申請者双方が遠方のため、中島推進委員と現地調査のみ行いました。</p>
	<p>申請地は、住宅と農地が混在している場所にあり、隣接農地とあわせても、3反程度の規模の農地になります。</p> <p>農地の現況は、耕運されており、営農に適した農地だと思いますが、周囲が宅地に囲まれており、転用されることも、やむを得ないものと思いますので、ご審議をお願いいたします。</p>
議長	<p>他にご意見はございませんか。</p> <p>(委員から、「なし」の声)</p>
議長	<p>よろしいですか。それでは採決いたします。</p> <p>議案第59号について、原案のとおり許可相当とすることに賛成の方は、挙手をお願いします。</p> <p>(全員挙手)</p>

議長	<p>全員賛成ですので、議案第 59 号は原案のとおり許可相当として、知事に意見を送付します。続きまして、日程第 5、議案第 60 号、農用地利用集積等促進計画の案についてを議題いたします。</p>
事務局	<p>それでは、議案第 60 号について、事務局の説明を求めます。 議案書の 4 ページをご覧ください。 議案第 60 号につきまして、御説明申し上げます。 この農用地利用集積等促進計画は、農地中間管理事業の推進に関する法律に基づくもので、同法、第 18 条第 3 項の規定により、農地中間管理機構が、この計画を定める場合には、農業委員会の意見を聴くものとされているものです。 今回の計画は、全 7 筆で合計面積 6,695 m²です。農地は、右下の内訳のとおりです。 番号 5 以外につきましては、利用権設定の終期に伴う更新となります。 そのほかは議案書のとおりです。 説明は、以上です。</p>
議長	<p>この件について、町から決定を求められていますが、何かご意見はございませんか。 (委員から、「なし」の声)</p>
議長	<p>よろしいですか。それでは採決いたします。 議案第 60 号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。 (全員挙手)</p>
議長	<p>全員賛成ですので、議案第 60 号は原案のとおり決定し、町へ報告いたします。 以上で全ての議案審議が終了しました。 委員さんから、何かありますか。 (委員から、「なし」の声)</p>
議長 事務局長	<p>事務局から、何かありますか。 事務局から 1 点、ご連絡申し上げます。 次回の総会ですが、9 月 25 日、木曜日の午後 1 時 30 分からでお願いしたいと存じます。 繰り返し申し上げます。 9 月 25 日、木曜日の午後 1 時 30 分からでお願いしたいと存じます。 以上、よろしくお願ひいたします。</p>
議長 事務局長	<p>それでは、特に無いようですので、令和 7 年第 8 回総会を閉会いたします。 ご協力ありがとうございました。 (起立・礼・着席の発声)</p>

署名委員の決定について議長指名により

丸橋 高記 委員 小和瀬 守 委員

以上2名を選任する

上記顛末に相違のないことを証するためここに署名する。

令和7年8月25日

議 長

坂 本 建 治

委 員

丸 橋 高 記

委 員

小 和 瀬 守